

# 防府市民間保育サービス施設安全対策事業費補助金交付要綱

令和2年7月10日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間保育サービス施設を営む法人又は個人（以下「法人等」という。）に対し、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、備品等の購入等を行う事業に要する経費に対して補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、防府市内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する業務を目的とする施設で、法第35条第4項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）のうち、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園併設型施設を除くものをいう。

(補助の対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が新型コロナウイルス感染拡大防止を図るために必要な備品等の購入等を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とし、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に購入から支払までが終了する経費とする。

(補助金の額)

第4条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で別表に定める基準額と対象費用の額から寄付金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額を比較して、いずれか少ない額に補助率を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を支出するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する補助対象者は、民間保育サービス施設安全対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）に添付書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは民間保育サービス施設安全対策事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 前項の交付決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1号第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助対象者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返納しなければならない。
- (5) 補助対象者は、間接補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその他の関係書類を整備し、交付決定のあった日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の間期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(交付の請求)

第8条 第6条の交付決定を受けた補助対象者は、民間保育サービス施設安全対策事業費補助金請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	対象事業者	基準額	対象費用	補助率
（1）新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要な物品の購入や事業所等の消毒等	第2条に規定する設置者	1施設50万円 （ただし、県事業費（国庫補助対象）分を除く）	※国要綱別表第4欄「対象経費」による	10／10

※国要綱…「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日、厚生労働省発子1017第5号）」

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地  
法人名称  
代表者氏名  
施設名称

印

年度防府市民間保育サービス施設安全対策事業費補助金交付申請書

防府市民間保育サービス施設安全対策事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 目的及び経費等の内訳 別紙1のとおり



第2号様式（第6条関係）

指令防子第 号  
年（ 年） 月 日

様

防府市長

年度防府市民間保育サービス施設安全対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度防府市民間保育サービス施設安全対策事業費補助金について、下記のとおり決定しましたので、防府市民間保育サービス施設安全対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第8条関係）

請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

内訳 年度防府市民間保育サービス施設安全対策事業費補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地  
法人名称  
代表者氏名  
施設名称

印

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店・支店 本店・支店 本店・支所
口座番号	普通 ・ 当座 NO.	
フリガナ 口座名義		